

『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例』により

ごみの野外焼却は 禁止されています

禁止の理由



- ・煙やにおいによる生活環境への支障を防ぐため
- ・ダイオキシンによる健康被害を防ぐため

禁止されている行為



- ・ごみの野外焼却
- ・ドラム缶や簡易焼却炉での焼却
- ・ただし、学校や宗教行事等での焼却は可

違反した場合



- ・【1年以下の懲役】または【50万円以下の罰金】

ごみは区の収集に出しましょう

家庭ごみの出し方

収集は原則無料です。

家具等の粗大ごみ（最大辺が約30cm以上のもの）は有料で収集いたします。

粗大ごみ受付センター：03-6747-9353

【問い合わせ先】

- ・ごみの焼却禁止について

板橋区役所 環境政策課

生活環境保全係:03-3579-2594

- ・ごみの収集について

板橋東清掃事務所：03-3969-3721

板橋西清掃事務所：03-3936-7441